

クラウドサービス利用条件

甲は、大同メタル工業株式会社（以下「乙」という。）から、株式会社スペースリー（以下「スペースリー」という。）が開発した、研修目的に主に活用される VR コンテンツの制作編集を行うためのソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という。）を用いて、スペースリーが運営するスペースリー上のウェブサイトにて VR コンテンツの作成、編集、保管、管理を行うスペースリーのクラウドサービス（以下「本サービス」という。）の提供を受けるにあたり、以下の各事項（以下「本利用条件」という。）の適用を受ける。

第1条（目的）

本利用条件は、乙が甲に対してスペースリーをして本サービスを提供させるにあたっての条件を定めることを目的とする。

第2条（サービス内容等）

1. 本利用条件は、甲が本サービスを申し込んだ時点から本サービスの利用期間の終了まで適用があるものとする。但し、第8条又は第9条の規定に従い解除等された場合、本利用条件の適用は直ちに終了する。なお、本利用条件の適用の終了は将来に向かって効力を有するものであり、適用終了以前に生じた権利及び義務に影響するものではない。
2. 乙が甲に対して提供する本サービスの内容、利用期間及び利用料等は、スペースリークラウドサービス 利用申込書（以下「利用申込書」という。）及びその別紙に定めるとおりとする。
3. 甲は、利用申込書に定める利用料を、乙が指定する銀行口座に、乙が指定する期日までに支払うものとし、振込手数料は甲が負担するものとする。
4. 本サービスは各月1日から提供されるものとし、当該月からの本サービスの利用を開始するためには、甲は乙に対して、当該月1日の5営業日前又はそれより以前に、利用申込書を提出することを要するものとする。なお、営業日とは乙における営業日をいう。
5. 本サービスの提供は、本サービスの利用期間の終了（利用期間の満了、第8条又は第9条に基づく解除その他理由の如何を問わない）をもって終了するものとし、それにより甲は本サービスを利用できなくなるものとする。なお、本サービスの利用期間満了の前月末日までに甲より乙に対して何らの申出のない場合、本サービス利用期間は自動的に、当該満了しようとする利用期間と同期間更新されるものとし、以後も同様とする。
6. 本条第4項及び第5項の規定は、本サービスの中の課金オプションのサービス開始時期、利用期間についてもそれぞれ同様に適用されるものとする。
7. 甲は、本サービスについて問い合わせがある場合は、以下の乙の問い合わせ窓口で連絡するものとし、乙は乙の営業日の10時から17時までの間において当該問い合わせを確認できた後遅滞なくこれに対応する。なお、乙からスペースリーへ問い合わせるよう連絡があった場合、甲はそれに従うものとする。

Eメール：vr-info@daidometal.com

8. 甲及び甲によりアカウントを付与される者（以下「アカウント保有者」という。）は、原則として、本サービスを申し込んだ時点から本サービスの利用期間の終了まで、日本法に準拠して設立され日本において主たる事業を行う法人又は日本に居住する個人であるものとする。

第3条（スペースリー利用規約の遵守）

甲は、本サービスを利用するに際して、本利用条件に定めるもののほか、別紙1に掲げる利用規約（以下「スペースリー利用規約」という。）が適用されることを確認し、利用申込書への記名押印をもってこれを遵守することを約するものとする。

第4条（利用環境）

甲は、乙による本サービスの提供が、甲において、カメラ、インターネット、電子メールその他甲のコンピュータ、携帯電話その他の機器、OS、アプリケーションの各種設定（セキュリティ設定を含むが、これに限らない。）が適切になされていることを前提にしていることを確認し、甲における不適切なコンピュータ、携帯電話その他の機器、OS、アプリケーションの動作環境・通信環境により本サービスが正しく提供できない場合でも、乙は甲に対して一切責任を負わないことについて了承する。

第5条（サービス利用時の禁止事項）

1. 甲は、本サービスの利用に関し、次の行為（不作為による場合を含む。）を行ってはならない。
- (1) スペースリー利用規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
 - (2) 適用されうる法令、規則、ガイドライン等（外国におけるものを含み、以下「法令等」という。）に違反する行為
 - (3) 乙に対する詐欺行為
 - (4) 乙、他の本サービスの利用者（以下「ユーザー」という。）、又は第三者を差別、誹謗中傷、脅迫する行為
 - (5) 乙、他のユーザー、又は第三者のプライバシー、名誉、肖像権、その他の権利・利益を侵害する行為
 - (6) 乙、他のユーザー、又は第三者の著作権、著作隣接権を含む知的財産権を侵害する行為
 - (7) 乙の名誉、信用を含む乙の権利、利益を侵害する行為、乙の信頼を毀損、破壊する行為
 - (8) 乙のネットワーク、サーバー又はシステム等に過度な負荷をかける行為その他乙による本サービスの提供を妨害する行為
 - (9) 本サービスが通常意図しないバグや不具合を利用する動作若しくは通常意図しない効果を及ぼす外部ツールを利用する等の行為
 - (10) 公序良俗に反する行為
 - (11) 本サービスを、本サービス利用の担当とされる甲の役員又は従業員以外に利用

させる行為（甲のユーザーID 又はユーザーパスワードを開示又は漏洩する行為を含むが、これに限られない。）

(12)本サービスの他のユーザーのユーザーID 又はユーザーパスワードを利用し、又は利用させる行為（複数人が1つのユーザーID 又はユーザーパスワードを共同利用する行為も含まれるが、これに限らない。）

(13)本サービスを日本国外において利用（管理者アカウントによるアカウント管理、プロジェクトの作成、コンテンツの編集、アップロード又はダウンロード、及びカリキュラム配信並びに閲覧者アカウントによるコンテンツのダウンロードを含む。以下、本条において同じ。）し、又は第三者（甲の役職員であるか否かを問わない。以下同じ。）に利用させる行為

(14)日本国内外を問わず、本サービスを用いて、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）、特定技術（外国為替及び外国貿易法第25条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）その他法令上又は事実上これらと同等の取り扱いが求められる高度な機密情報を含むコンテンツを作成、編集、保管、管理する行為

(15)本サービスを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他本サービスのソースコードを解析する行為

(16)その他乙が不適當、不適切と判断する行為

2. 前項各号に掲げる行為によって、乙、他のユーザー、又は第三者に損害、損失、費用等（弁護士費用を含む。以下総称して「損害等」という。）が生じた場合、当該行為者はその全ての法的責任（損害等の賠償を含むが、これに限らない。）を負うものとする。
3. 甲は、アカウント保有者を適切に管理監督し、第1項各号に掲げる行為を行わせないものとする。アカウント保有者が第1項各号に掲げる行為を行った場合、甲自身が当該行為を行ったものとみなす。
4. 乙は、甲の行為が第1項各号のいずれかに該当した場合、乙の判断、又は法令等若しくは被害者等の第三者による適法かつ正当な申告に基づき、第1項各号の禁止事項に該当する情報の送信防止措置（ユーザーデータの非表示、削除を含む。）を執ることができるものとする。但し、乙は、第1項各号の禁止事項の調査義務又は本項の措置を執る義務を負うものではなく、また上記措置を執ることにより甲に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとする。

第6条（免責事項）

1. 乙は、甲からの問い合わせ等に対して、スペースリーへ連絡するよう甲に通知した場合、当該問い合わせ等及びこれに起因し若しくは付随関連する内容に関し、一切責任を負わないものとする。
2. 乙は、本サービスの利用が原因で発生したトラブル、損害に関し、一切責任を負わないものとする。
3. 乙は、甲が本サービス上で作成、保存した VR コンテンツが原因で発生したトラブル、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。

4. 乙は、甲と本サービスを利用する他のユーザー間で発生したトラブル、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
5. 乙は、地震、落雷、火災、風水害等の自然災害、疫病、停電、暴動、騒乱、労働争議、インターネットインフラの障害、スペースリーが設置し管理するシステムの第三者による不正アクセス、過度の負荷、事故その他の事由による障害又はこれらの事由に起因若しくは関連して政府、自治体等から出される乙の業務遂行に関する命令、指導、要請等による本サービスの提供の中断、休止、停止、中止等が原因で、直接又は二次的若しくは間接的に発生した損害等に関し、甲に対して一切責任を負わないものとする。
6. 乙は、本サービスの停止又は中止（スペースリー利用規約に基づくか否かを問わない。）により、甲に直接又は二次的若しくは間接的に発生した損害等に関し、一切責任を負わないものとする。
7. 乙は、本ソフトウェア及び本サービスに関し、甲の特定の目的への適合性、商品の価値、商業上の完全性、正確性、最新性、適法性及び有用性、及びセキュリティ上の欠陥、エラー、バグ又は不具合が存しないことについて、いかなる保証も行わないものではない。
8. 甲は、乙が、本ソフトウェア及び本サービスが全ての OS に対応していることを保証するものではないこと、及び、OS のバージョンアップ等に伴い、本ソフトウェア及び本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとする。
9. 甲は、本サービスと外部サービスとの連携のエラー又は不具合により、データが喪失又は破損する可能性があることを理解しているものとみなされる。乙は、連携時のエラー又は不具合によるデータの喪失及び破損について一切の責任を負わないものとする。
10. 甲は、自らの責任において、アカウント保有者その他甲が本サービスを用いて作成、編集、保管、管理を行う VR コンテンツその他の情報を利用、閲覧、ダウンロード等する者に対して法令等を遵守させるものし、乙はこれらの者による法令等の違反について一切の責任を負わないものとする。
11. 法令等及び本利用条件の他の規定にかかわらず、乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合であっても、当該賠償の範囲は甲に直接かつ現実に発生した損害に限られ、乙は、特別損害、信用損害、逸失利益その他間接的に発生した損害等について責任を負わないものとし、かつその損害賠償額の合計は、当該時点までに甲が乙に支払済みの本サービスの利用料の累計額を上限とする。

第7条（甲による損害賠償）

1. 甲の作為又は不作為に起因して乙に損害等が発生した場合、甲は、乙が被った一切の損害等を賠償するものとする。
2. 甲の作為又は不作為に起因するシステム障害、クレーム等が原因で乙に対応費用等の損害等が発生した場合、甲は当該損害等を賠償するものとする。
3. 甲の作為又は不作為に起因して乙が第三者（スペースリーを含むが、これに限らな

い。本項において同じ。) に対し賠償金その他の金員を支払った場合には、甲は乙に対し、乙が支払った当該賠償金その他の金員及び第三者との紛争解決に要した費用（弁護士費用を含む。）を支払うものとする。

第8条（反社会的勢力の排除等）

1. 甲及び乙は、自己、自己の役員・従業員及び本サービスの利用・提供に関わる自己の委託先等（派遣社員、その派遣元事業主及び委託先の役員・従業員を含む。以下「委託先等」という。）が、現在、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずるもの
2. 甲及び乙は、自己、自己の役員・従業員及び委託先等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 甲及び乙は、自己、自己の役員・従業員及び委託先等が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、相手方の委託先等が第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当し、又は第3項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、相手方に対して当該委託先等との契約を解約するよう要請することができる。

5. 甲及び乙は、相手方、その役員・従業員又は委託先等が第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当し又は第3項各号のいずれかに該当する行為をし、又は相手方が第1項若しくは第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告を要せず、直ちに本利用契約の全部又は一部を解約することができ、これにより自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができる。
6. 甲及び乙は、前項の規定により本利用契約を解約した場合、相手方に損害が生じても、一切賠償責任を負わないものとする。

第9条（解除）

1. 甲が本利用条件に定める条項のいずれか一つの事由に違反し、又は該当するおそれがあると乙が判断する場合、乙の裁量により、乙は事前の通知なしに、甲に対し、違反是正措置の要求、甲が本サービス上で作成、保存したVRコンテンツ及びデータその他の情報の全部若しくは一部の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限、会員登録の取り消し、アカウントの削除又は本利用契約の解除等の措置（以下「利用停止等」という。）を講じることができるものとする。なお、乙は利用停止等の理由を開示する義務を負うものでなく、また、利用停止等に伴う本サービス提供中止に関し一切責任を負わないものとする。
2. 乙は、甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに本サービスの提供を一時停止又は終了することができる。
 - (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押え、仮処分、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、若しくはその申立てを行ったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 解散決議をなしたとき
 - (5) 第三者と合併をしたとき（甲が存続会社となる場合を除く）
 - (6) 会社分割、株式交換、株式移転その他株主構成の変動により従前の会社との同一性が失われたと乙が判断したとき
 - (7) スペースリーが、甲への本サービスの提供を停止し、又は甲の会員登録が取り消したとき（スペースリー利用規約に基づくか否かを問わない。）
 - (8) その他乙が本サービスの提供を継続し難いと判断する事由が発生した場合
3. 天災地変その他甲乙の責に帰することができない事由により、本サービスの目的を達することが不可能となった場合、本サービスの提供は当然に終了する。なお、その場合、当該終了によって甲又は乙が被った損害等については、相手方はその責を負わない。
4. 甲は、本条に定める理由によらずして、本サービスの利用期間中に本サービス（オプションサービスを含む。以下本項において同じ。）の利用の全部又は一部を解約することはできず、本サービスの利用期間における利用料の支払義務を免れることはできず、また利用料の返金を求めることはできない。

5. 本サービスの利用期間の終了その他の理由により本サービスの提供が終了した場合であっても、第10条は同条に定める期間、第4条ないし第7条及び第11条ないし第14条は引き続き、効力を有するものとする。

第10条（秘密情報の取扱い）

1. 本利用条件において、秘密情報とは、以下の情報をいう。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む。）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式を含む。）で提示された情報
 - (3) 本利用条件の内容
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの利用及び本サービスの開発、提供等（以下「本目的」という。）のために知る必要のある自己の役員及び従業員（乙においては、スペースリーも含む。）以外に開示、漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という。）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員及び従業員（乙においては、スペースリーも含む。）以外の者に閲覧等させない。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、甲及び乙は、相手方の秘密情報及び秘密資料を当該第三者に開示、提供することができる。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。但し、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求する。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 甲及び乙が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、本サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部又は一部を当該第三者に委託する場合
5. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しない。
6. 甲及び乙は、本目的のために必要な範囲で秘密資料を複製することができる。なお

、秘密資料の複製物（以下「複製物」という。）についても本条の定めが適用されるものとする。

7. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合、又は、本サービスの提供が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む。）を相手方に返却、又は、破棄若しくは消去する。なお、秘密資料を返却、又は、破棄若しくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は本条に従い有効に存続する。
8. 甲及び乙は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員及び従業員（乙においては、スペースリーも含む。）に本条の内容を遵守させる。
9. 甲が保有する個人情報でその旨明示のうえ開示された情報及び当該個人情報の開示のために甲から受領した資料（第3項の資料と同種のもをいう。）についてはそれぞれ、本条における秘密情報及び秘密資料と同じ取扱いを行う。但し、第2項第1号から3号は個人情報には適用されないものとする。
10. 本条の規定は、本サービスの提供が終了してからも1年間、有効に存続するものとする。

第11条（権利義務の譲渡）

1. 甲は、乙の書面による事前の同意を得ることなく本サービスにかかる又は本利用条件に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保設定その他処分をしてはならない。
2. 甲は、乙がスペースリーとの間で乙の本サービスの提供者たる地位をスペースリーに対して承継する可能性があることを確認し、当該承継につき利用申込書の提出をもって予め同意する。

第12条（分離可能性）

本利用条件（別紙を含む。）のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用条件のその他の条項部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

本利用条件は、日本法を準拠法とする。乙による本サービスの提供に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議）

本利用条件（別紙を含む。）の各条項の解釈に疑義が生じたとき又は本利用条件に定めなき事由が生じたときは、甲乙互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ速やかに解決を図るものとする。

第15条 本利用条件の変更

1. 乙は、以下の各号の場合に、その裁量により、本利用条件（別紙を含む。）を変更できるものとする。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更

後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 乙は、前項に基づき本利用条件を変更する場合には、甲に対して事前に当該変更内容を適宜の方法で通知するものとし、変更後の本規約の効力発生日以降に、甲が本サービスを利用した場合、本利用条件の変更に同意したものとみなされる。

2020年9月23日 制定

2022年8月1日 改定